

1. 納入時間について

納入物資は原則として当日納品とし、午前8時00分から午前8時30分とする。

ただし、各センターの業務内容等により納入時間を変更することもあるので、その際は対応をすること。

また、センター毎に指定がある物品については、別紙1・2のとおりとする。

2. 物資の納入方法について

(1) 配送車両は専用とし、自家用車は使用しないこと。

(2) 配送に用いる容器類は常に清潔な物を使用すること。

(3) 納入する物資は、納品書に、製造年月日または賞味期限、メーカー、産地等を記入すること。

(4) 物資納入の際、品温（食肉・魚介類・魚肉ねり製品・食肉製品・豆腐・生クリーム・冷蔵品類・牛乳は10℃以下）の管理を図ること。

(5) 配送する人の健康管理・衛生管理には十分配慮し、特に被服等は清潔を保つこと。

3. 種類別納入について

(1) 畜肉類

① 容器類は、清潔な物を使用し、中にビニールを敷いてから肉をいれること。
さらに、きちんと覆い被さるような大きさのビニールを使用すること。

② ビニール手袋を使用すること。

③ 配送車両は、保冷車を使用すること。

④ 配送する人は、清潔な白衣・帽子を着用すること。

(2) 魚介類・豆腐

① 容器類は、清潔な物を使用し、納品時蓋のきちんと出来るもの、あるいはビニールできちんと覆い被さるようにすること。

② 容器の使いまわしはしないこと。

③ 配送車両は、保冷車を使用すること。

④ 配送する人は、清潔な白衣・帽子を着用すること。

(3) 冷凍食品・冷凍加工食品

① 製造年月日、あるいは賞味期限は出来る限り同一日のもので納品すること。
また、外箱についても汚れや破損のないもので、納品すること。

② 配送車両は、冷凍車を使用すること。

③ 配送する人は、清潔な被服を着用すること。

4. 健康管理及び衛生管理について

(1) 保菌検査について

製造者・配送車等従業員の健康管理の徹底を図り、保健所において保菌検査の実施義務のある業者については年2回以上、保菌検査の実施義務のない業者については年1回以上それぞれ自主的に検査し、保菌検査の結果を各学校給食センターへ提出のこと。（コピー可。）

(2) 食品検査について

魚介類・畜肉類・豆腐類等の納入業者は、食材納入月の前月の初め（職員の保菌検査提出日）に食材を提出すること。提出時間は、午前8時から午前10時までとする。その際、検査費用は納入者の負担とする。

検査の内容は、次のとおりとする。

① 食品の採取量は、50グラムとする。

② 検査項目

ア 豚 肉	サルモネラ属菌・大腸菌	2種類
イ 鶏 肉	カンピロバクター・大腸菌	2種類
ウ 魚介類	腸炎ビブリオ・大腸菌	2種類
エ 豆 腐	生菌数・大腸菌群	2種類

※ 検査費用（消費税込）（令和5年1月1日現在）

大腸菌 880円・腸炎ビブリオ 880円・大腸菌群 880円

生菌数 880円・サルモネラ属菌 1,650円・カンピロバクター 2,970円

※ 再検査

食品検査の結果、細菌の陽性反応が出た場合は、速やかに市の指定する検査機関にて再検査を実施すること。再検査費用は、納入者の負担とする。

※ 抜き検査（各センターで定期的実施）

各センターで定期的に行う食品検査の結果、細菌の陽性反応が出た場合は、上記再検査時と同様の対応とする。

5. 学校給食を良く理解され、新鮮で安全で安価な物資の納入に努力すること。

6. 支払いについては、受注者の請求に基づき需要月の翌月25日に、御殿場市会計管理者より受注者の指定する金融機関へ支払うものとする。

7. 上記の事項について、問い合わせ等がある場合は下記に連絡すること。

〒412-0039

御殿場市竈534番地の1

御殿場市教育委員会学校給食課（南学校給食センター内）

T E L 0550-78-6689

F A X 0550-82-8620